

藤沢市自転車等駐車場設置事業補助金交付要綱

制定 平成 23 年 4 月 1 日

改正 令和 2 年 7 月 1 日

改正 令和 4 年 2 月 1 日

改正 令和 7 年 10 月 1 日

○藤沢市自転車等駐車場設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、自転車、原動機付自転車及び総排気量 0.125 リットル以下の自動二輪車（以下「自転車等」という。）の放置を防止し、安全で快適な都市づくりを進めていく一環として、民間自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の設置に際して、その設置費用の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和 35 年藤沢市規則第 11 号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助の対象者)

第 2 条 この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けることができるものは、自転車等駐車場を自らの資本によって事業として設置するもの（以下「事業者」という。）であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 事業計画書等について、事業者の責任と資本において市長に説明を果たすことができること。
- (2) 補助の対象事業の総額について、事業者の負担において賄う資本を有していること。
- (3) 市税等を納付する義務を負わない法人等を除き、市税等の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(補助の対象事業等)

第 3 条 補助の対象となる事業は、自転車等の駐車場（藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例（平成 20 年藤沢市条例第 19 号）第 40 条の規定により設置されるものを除く。）で、次の各号のいずれかに該当するものであって、市長が適当と認めたものとする。

- (1) 駐車場を新設又は増築するもの。
- (2) 既存の駐車場を改築するもの。なお、改築とは建物内外の機器の更新をいい、建物全体の再建等は新設として扱うものとする。

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のうちのいずれか低い額とする。

(1) 駐車場の設置に直接必要な経費及びこれに付属する環境整備費で、かつ市長が適当と認めたものとする。ただし次に掲げるものは除く。

ア 用地の取得及び借用に係る費用

イ 用地の区画・形質を著しく変更するのに係る費用

ウ 既設の駐車場の修繕に係る費用

(2) 自転車等の収容可能台数のうち、自転車については1台当たりの基準単価15万円を乗じて得た額とし、原動機付自転車及び総排気量0.125リットル以下の自動二輪車についてはその台数を1.5倍した値に基準単価15万円を乗じて得た額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第1項第1号に該当する場合については補助対象経費の2分の1以内とし、同項第2号に該当する場合については3分の1以内とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、工事着工前までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画説明書(構造、収容可能台数、開設時期、管理体制、利用料金等を記載)

(2) 収支予算書(第2号様式)

(3) 工事見積書の写し

(4) 設計書及び工事関係図面一式

(5) 建築確認通知書の写し(建築物設置の場合に限る)

(6) 土地登記簿謄本(借地の場合は、賃貸借契約書の写し及び土地所有者の駐車場設置に係る承諾書)

(7) その他市長が必要と認めた書類

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請をした事業者に通知するものとする。

2 市長は、交付の決定にあたり次に掲げる条件を付することができるものとする。

(1) 事業者は、駐車場の開設時期及び利用料金について市長と協議しなければならない。

(2) 事業者は、補助金交付のときから立体式の駐車場については10年間、それ

以外の施設は5年間、他の目的に転用してはならない。ただし、特別な事情が生じたときは、市長と協議するものとする。

(届出義務)

第7条 補助金交付の決定を受けた事業者は、事業に着手するときにあつては、事業着手届(第4号様式)を、完了したときにあつては、事業完了届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更)

第8条 第6条第1項の規定により、補助金交付の決定通知を受けた事業者が、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに事業計画変更承認申請書(第6号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、事業計画変更承認通知書(第7号様式)により、当該事業者に通知する。

(事業の中止)

第9条 交付決定者は、補助金の交付に係る行為を中止しようとするときは、事業中止届(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の中止届が提出されたときは、当該行為に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該補助金の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容、若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(補助金の交付時期)

第11条 補助金の交付時期は、工事完了後とする。

2 補助金交付の決定を受けた事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第12条 補助金の交付を受けた事業者は、当該事業を完了したときは、速やかに事業実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助金受領後1月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 当該事業の成果を記載した書類

(2) 収支決算書(第9号様式)

(3) 領収書の写し等工事代金を支払ったことを証する書類

(4) 工事完成写真

(5) その他市長が必要と認めた書類

(備付帳簿)

第13条 補助金の交付を受けた事業者は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 補助金の交付を受けた事業者は、市長の承認を得ないで、駐車場の開設日以後、立体式の駐車場については10年間、それ以外の施設は5年間を経過するまでは、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 駐車場を貸与し、交換し、譲渡し、又は担保に供すること。

(2) 駐車場の供用を休止又は廃止すること。

(3) 駐車場の収容台数を減少すること。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 藤沢市自転車等駐車場施設設置事業補助金交付要領(昭和62年5月10日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

補助金交付申請書

藤沢市長		年 月 日
		所在地 名称 代表者氏名
次のとおり申請します。		
1 事業名	事業	
2 施行場所	藤沢市	
3 事業費		
4 計画概要		
5 着手予定年月日	年 月 日	
6 完了予定年月日	年 月 日	
7 添付書類		
8 納税確認等に係る同意	藤沢市自転車等駐車場設置事業補助金申請に当たり、 私に係る藤沢市市税条例による市税及び国民健康保険料 等の納付状況並びに暴力団員でないことについて貴職が 権限で調査することに同意します。 名 称 _____ 代表者氏名（署名又は記名押印） _____ 印	

第2号様式 (第5条関係)

收支予算書

(収入の部)

[illegible]

(支出の部)

[illegible]

第3号様式（第6条関係）

補助金交付決定通知書

年 月 日								
様								
藤沢市長 氏 名								
次のとおり交付する。								
1 事業名	事業							
2 施行場所								
3 補助金額	千	百	十	万	千	百	十	円
4 条 件								
5 指 示								

第4号様式（第7条関係）

事業着手届

					年	月	日
藤沢市長							
所在地 名称 代表者氏名							
次のとおり届けます。							
1 事業名		事業					
2 施行場所		藤沢市					
3 着手年月日		年 月 日					
(事務処理欄)							
上記のとおり届け出がありました。							
課長	主幹	課長補佐	主査	担当	供覧：		
					閲了：		
					調査：		

第5号様式（第7条関係）

事業完了届

年 月 日					
藤沢市長					
所在地 名称 代表者氏名					
次のとおり届けます。					
1 事業名		事業			
2 施行場所		藤沢市			
3 着手年月日		年 月 日			
4 完了年月日		年 月 日			
(事務処理欄)					
上記のとおり届け出がありました。					
課長	主幹	課長補佐	主査	担当	検査：
					起案：
					決裁：
(調査記事)					

第6号様式（第8条関係）

事業計画変更承認申請書

年 月 日 藤沢市長 住 所 名 称 代表者氏名 次のとおり申請します。	
1 事 業 名	事 業
2 施 行 場 所	
3 変 更 事 業 費	
4 変 更 期 日	
5 変更完了年月日	年 月 日
6 添 付 書 類	
(事務処理欄)	

第7号様式（第8条関係）

事業計画変更承認通知書

年 月 日								
様								
藤沢市長 氏 名								
次のとおり承認する。								
1 事業名	事業							
2 変更補助金額	千	百	十	万	千	百	十	円
3 条件								
4 指示								

第 8 号様式（第 9 条関係）

事業中止届

年 月 日 藤沢市長 住 所 名 称 代表者氏名 年 月 日付で補助金の交付決定を受けた藤沢市自転車等駐車場設置事業を次の通り中止したいので、藤沢市自転車等設置事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により提出します。	
1 事 業 名	事 業
2 施 行 場 所	
3 中 止 の 理 由	

第9号様式（第12条関係）

事業実績報告書

年 月 日								
藤沢市長								
所在地 名称 代表者氏名								
次のとおり報告します。								
1 事業名	事業							
2 施行場所	藤沢市							
3 事業費	千	百	十	万	千	百	十	円
4 補助金額	千	百	十	万	千	百	十	円
5 着手年月日	年 月 日							
6 完了年月日	年 月 日							
7 経過と内容								
8 添付書類								
(事務処理欄) 上記のとおり報告がありました。								
課長	主幹	課長補佐	主査	担当	供覧：			
					閱了：			
					確認：			

第10号様式 (第12条関係)

收支決算書

(収入の部)

[illegible]

(支出の部)

[illegible]